

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成29年10月6日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成29年10月6日（金）午後2時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
平成29年度 よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の入塾選考結果について
横浜商業高等学校別科のクラス編成変更について
- 3 審議案件
教委第46号議案 横浜市いじめ防止基本方針の改定について
教委第47号議案 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会
条例の一部改正に関する意見の申出について
教委第48号議案 貸金返還等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について
- 4 報告案件
教委報第3号 教職員の人事に関する臨時代理報告について
- 5 その他

[開会時刻：午後2時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。9月1日の会議録の署名者は間野委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、9月15日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○9/19 こども青少年・教育委員会

○9/22 本会議（第3日）議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託

○10/3 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、9月19日に、こども青少年・教育委員会が開催されました。

また、9月22日には本会議第3日目が開催され、議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託が行われました。

そして、10月3日には、決算第一・決算第二特別委員会連合審査会、総合審査が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○9/29 第58回横浜市立中学校・義務教育学校 個別支援学級合同体育祭

(2) 報告事項

○平成29年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の入塾選考結果について

○横浜商業高等学校別科のクラス編成変更について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、9月29日に、第58回横浜市立中学校・義務教育学校 個別支援学級合同体育祭が、三ツ沢陸上競技場で行われ、岡田教育長、長島委員が出席いたしました。

こちらは9月28日に開催される予定でしたが、雨天により順延となり、9月29日に開催されたものとなります。この順延により、当初、予定されていたパラリンピアンの方の来場が、残念ながらなくなってしまいました。約2000人の生徒が青

空の下で競技に参加いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、報告させていただきます。

まず、1点目ですが、平成29年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の入塾選考結果について、次に、2点目ですが、横浜商業高等学校別科のクラス編成変更について、報告させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終わりました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

長島委員

中学校の個別支援学級合同体育祭に行っていました。当日は今報告があったように、パラリンピアンへの出席はなかったのですが、子供たちは日頃の活動を、目標を持って一生懸命練習したものを発表していました。子供たち、生徒の数が年々増えることにより、持久走の発表の中で人数が多くなってしまいうので、コースを回った後に、外周を回るときに一般の参加者との接触がないようにということで、校長先生方が本当にきちんと壁を作って、子供たちと一般の散歩などをされている方々と接触がないようにすごく努力をされて、しっかりと事故なく運営されていました。かなりの十分な担当職員たちが準備を進めた結果だと思っています。

子供たちが1年に1回のああいう大会で自分の力を出し切ったり、市内全体が集まってお互い励まし合い、競技を見せ合い、そして活動できる場をぜひこれからも続けていけるよう、私たちも応援しますし、新聞や報道でもこういうお手伝いをしていただけたらなと心から思っています。よろしく願います。

岡田教育長

ほかにいかがでしょうか。

間野委員

この大会はとても大切な大会だと思っておりますが、以前質問と要望をしましたが、三ツ沢陸上競技場の芝生はどうでしたか。要は、児童生徒がきちんと入れるようにということを私は要望したのですが、実際どうだったのでしょうか。

長島委員

入ることができたのは、ボールを投げ終わった球を回収したりする先生方だけで、残念ながら子供たちが中に入ることはありませんでした。

間野委員

所管課に改めて要望していいでしょうか。前も言いましたが、横浜市の税金で造って、Jリーグのために造ったわけではありませんので、横浜の子供が入れないなんて、本末転倒だと思います。これは日産スタジアムも同様です。ぜひこの点は改めていただきたいと思えます。以上です。

岡田教育長

教育委員会として、強く所管局のほうには要望を出させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに御質問・御意見がなければ、次の報告に移らせていただきます。平成29年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の入塾選考結果について、所管課から報告いたします。

渋谷人事部長

教職員人事部長の渋谷でございます。

今週の2日、月曜日に平成29年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の入塾選

考結果を発表いたしました。今日はその選考状況などにつきまして、説明いたします。教職員育成課長のほうから説明させていただきます。

立田教職員育成課長

教職員育成課長の立田でございます。

まず、資料の1番、選考状況の(1)入塾申込者数についてですが、近年減少傾向にありまして、こうした傾向に歯止めをかけるべく、今年度は各大学などを会場にして、延べ24回の説明会を開催するなど、アイ・カレッジの取組と塾生募集について周知を図ってまいりましたが、結果としては前年度に比べて、全体で11名の減少となりました。

(2)の第一次試験は、書類審査と論文で、7月に実施しました。論文1は児童生徒の生活や学習の状況に関する統計資料を基に、そこから見えてくる課題について論述するとともに、そうした課題に対して教師としてどのような取組ができるのかを具体的に述べるという内容です。また、論文2は、アイ・カレッジでどのようなことを学びたいのかについて、自らの考えを記述するものです。

(3)の第二次試験は、一次試験の合格者に対して9月上旬に行い、個人面接と集団面接、討論を通して受験者の教師としての資質や能力などについて評価をしました。

最終的な合格者数につきましては、(4)に掲げましたように、全体で97名、学校種や教科ごとの内訳はそれぞれここに示したとおりでございます。

また、入塾倍率は(5)にありますように、全体で2.26倍となっております。

なお、合格者の属性や年齢構成は次のページの(6)(7)のとおりでして、現役の大学生がその大部分を占めております。

続きまして、2番の講座内容等についてですが、指導教官や担当指導主事からの指導や支援を受けながら、新たなことや少し難しい課題に挑戦をするという背伸びの経験、その後の内省・振り返り、課題設定というプロセスを重視してカリキュラムを編成しております。

(1)講座内容のアに掲げた内容のほか、横浜市立学校でのインターンシップや授業参観、1泊2日の宿泊体験などを通して、塾生が主体的・対話的に学ぶことができるようにしております。

(2)の改善点についてですが、タブレット端末などのICTを活用して、例えばお互いの模擬授業の様子を撮影して学び合うなど、主体的に学習する機会を増やすこと、また、道徳科、プログラミング教育、外国語教育、インクルーシブ教育などの今日的な教育内容に関する理解を深めること、更に毎回小テストを実施しまして、自己評価や学習への動機付けに役立てることなど、前年度までの取組や課題などを踏まえて見直しを図っております。

平成29年度のアイ・カレッジは今月の22日からスタートし、来年6月末まで、延べ30日間実施いたします。

最後になりますが、今回の入塾生については、アイ・カレッジの卒塾を条件に、平成30年度実施の教員採用試験第一次試験を免除することになっております。

なお、一次試験の免除につきましては、平成29年度に実施した教員採用試験から卒塾生に対して適用されております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

宮内委員	アイ・カレッジ受講者の中で、横浜に実際採用され、活躍している人は年々どんな傾向で、何人ぐらいでしょうか。
立田教職員育成課長	直近のデータで申し上げますと、平成27年度生につきましては、合格率が70.8%ということになっております。 また、延べ人数ということになりますと、アイ・カレッジの元の平成19年度からスタートしました教師塾の時代から累計しまして、616名が本市の職員として採用されております。
宮内委員	すなわち、受講生が横浜の採用試験を受けていて、その中で6～7割が合格しており、更に合格者の中で何人ぐらいが実際に働いているのかという比率、大体のイメージでいいです。
立田教職員育成課長	総数としましては、616名ということになります。
宮内委員	働いているのですか。
立田教職員育成課長	働いております。また、入塾につきましては、横浜市の教員採用試験を受験するというのが条件になっております。
岡田教育長	どうぞ。
中村委員	先ほどたくさんさんの大学を回られて、丁寧に説明をされたということですが、それでも受験生が増えなかったということは、全体的に教員になる人数が減っていると考えるのか、そのあたりはどのように分析されて考えていらっしゃるのでしょうか。
立田教職員育成課長	ただいま御質問をいただいた件ですけれども、幾つか応募者が増えない要因とこのを分析しております。 1つには、神奈川県内を含めまして、他の自治体で同じような教師塾の取組が行われるようになってきたということがございます。 また、一部の大学では教員採用試験向けの対策講座などが実施されておりました、アイ・カレッジの活動がそれらと同じように大学生に受け止められているということもあろうかと思えます。アイ・カレッジの活動は決して単なる採用試験対策ではなく、今後につながる、実際に教壇に立ってから役立つということを今後もますます伝えていく必要があると感じております。
岡田教育長	中村委員、よろしいですか。
中村委員	結構学生の中では横浜市の良いところとして、アイ・カレッジの話ですとか、採用された後の研修が手厚いとか、良いところはたくさん聞きます。それでいながら増えてこないというのは、アピールの仕方が弱いのか、先ほども言ったように、働き方改革などをやっていますが、教員という仕事そのものに魅力がなくなっているのか、あるいは、アイ・カレッジのプログラムをいろいろ見て大学生ですから、負担感が大きいのか、そのあたりはどうなのかなと思ったので、質問させていただきました。

立田教職員育成課長	<p>その件につきましては、実際土曜日、日曜日に行うということについて、学生の負担があることは認識しております。ただ、先ほど申し上げましたように、アイ・カレッジの活動は単なる採用試験対策ではないということも併せて、大学などを回って説明しているところです。</p> <p>昨年度に比べまして、応募者は11名減少しましたが、今回24回の説明会を行う中で、現役の塾生と学生とが交流する場面などを設けた大学もございまして、昨年度の塾生がゼロだった大学から今年度は複数の合格者を出すなど、こうした説明会の開催が実を結んでいると思われる取組もございまして。</p>
中村委員	ありがとうございます。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。
宮内委員	<p>私は優秀な教員を横浜でリクルートする手段として、30日間の研修を続けて、そこで実質インターンのようなことをしながら選別するという手法は、非常に賢いと思っております。</p> <p>しかるに、応募者が少ないということは、ほかにも同じようなメニューがある中でのこれは競争でして、要は「人気がない」と認識すべきだろうと思うのです。より良いものを作らなければいけないし、人気を高くするのが教育委員会事務局の責務だろうと思います。</p> <p>あの手この手を使って、工夫をして、来年の具体的な目標を立て、申込者は400人を目標にするとか、具体的なターゲットを立ててアクションを取るべきだろうと考えております。ぜひお願いします。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、来年に向けて、いただいた御意見をしっかり受け止めて対策を整えたいと思っておりますので、お願いいたします。</p> <p>それでは、次に、横浜商業高等学校別科のクラス編成変更につきまして、所管課から報告いたします。</p>
奥田国際教育等担当部長	<p>国際教育等担当部長の奥田でございます。よろしく願い申し上げます。</p> <p>横浜商業高等学校の別科におきまして、美容科の中に理容科修了者のクラスを設置したいと考えておりまして、そのクラス設置を予定しておりますので、説明させていただきます。詳細につきましては、高校教育課長から説明させていただきます。</p>
西村高校教育課長	<p>高校教育課の西村でございます。よろしく願い申し上げます。</p> <p>平成28年2月に「魅力ある高校教育ガイドライン」を教育委員の方々に作っていただきました。その際に、横浜商業高校別科につきましては、様々な条件整備をして、ダブルライセンスを取らせたいということで、御了承いただいたところでありまして。条件整備が整いましたので、平成30年4月から理容科の修了者を対象に美容免許取得のためのクラスを設置することといたしました。</p> <p>設置理由でございます。両方の免許を取得するためには、それぞれの科を卒業した者が再入学し、最短で4年間の修業が必要でしたが、平成29年3月31日、「理容師法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。これにより、理美容の両方の免許を取得するための修業期間が3年で可能となりましたので、横浜商業高校別科の中に作るものでございます。横浜商業高校別科は、これまで</p>

も理容・美容業界を担う職業人を育成してまいりましたが、更に業界をリードできる人材の育成が期待されるところでございます。

参考といたしまして、そこに改正する省令の主な改正点を3つ挙げております。

まず1番目は、理容師または美容師の養成施設で必要な知識及び技能を修得している者の他方の養成施設での修業期間が短縮されます。それから試験科目が変更され、免許が取りやすくなります。それから、理容師または美容師の免許を受けた者が他方の資格試験を受験する際、技術理論を除く筆記試験を免除されるということで、随分緩和された省令になっております。

クラスの設置形態でございます。平成30年度より美容科にそのクラスを設置いたします。10人を上限に理容科修了者を受け入れる形にしたいということでございます。現在、理容科、美容科ともに1年、2年に40名ずつのクラスを編成しておりますが、美容科の中に理容修得者課程のクラスを10名で設置いたします。

4番の理容修得者課程の設置課目でございます。小・中・高でありますと、教育課程でございますが、ここでは必要な課目ということで書かせていただきました。このコースのクラスの設置課目は合計で34単位、美容技術理論を4単位、美容実習を23単位、選択課目を7単位という形で、1年間で美容の免許を取らせるものでございます。

なお、今回緩和されたことでございますが、参考として記述させていただきます。減らされる課目単位は21単位でございます。それぞれそのような課目になっております。また、関係法規等12単位ほど免除される課目として挙げられております。そのような省令を使いまして、今回クラスを設置するというところでございます。

選考方法でございますが、理容科修了見込者のうち、美容免許取得希望者を面接及び校内成績を活用し、総合的に選考することといたします。

今後のスケジュールでございますが、12月は校内応募期間といたしまして、1月に選考を実施いたします。そこで履修者の確定をいたします。平成30年4月に理容修得者課程を美容科に開設いたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

大場委員

横浜商業高校別科については横浜の理容界、あるいは美容界の皆さんから大変な期待をされていると思います。将来に向けても持続可能な事業推進を図っていく上で、参考で聞いておきたいのが、まずは理容科・美容科新入生の応募状況の最近の推移はどんな状況になっているかということと、それから一番願うことは、卒業した人たちが横浜で学んで、横浜で働いてもらえることが一番いいわけですが、なかなか全てが横浜で働くという数字は出てこないのかなと思うのですが、そういう状況を少し教えていただければと思います。

西村高校教育課長

今大場委員からありました、まず応募状況でございますが、ここ3年間、理容科につきましては、志願者の倍率が1倍を切っております。美容科につきましては、高い競争率になっておりまして、平成27年度は1.32倍、平成28年度は1.7倍強、平成29年度につきましては1.4倍という形になっております。

ただ、別科の場合に第一希望、第二希望とございます。今のは第一希望の受験者の応募状況でございます。第二希望も取ることにしておりまして、第一希望で

埋まらない場合については、定員をオーバーしない限りにおいては、第二希望から選考することができるということにしておりまして、美容科の志願者のうち、理容を希望する者については選考しております。ですから、理容の在籍等についてもなるべく40人に近い形にするようにしております。

それから、もう一つ、就職の状況ということでございますが、直近で言いますと、本年春の卒業生が理容のほうでは大体半々で横浜市内と市外になっております。県外というのはありませんでした。美容につきましては、2年前と逆転しております。市外のほうが多いです。市内が10人に対して、市外が20人を超えております。

昨年春の卒業生につきましては、理容については市外のほうが2倍程度多く、美容につきましても1対3、10人と30人というような形になっております。

ただ、就職状況ですので、毎年市内の業者さんの応募状況等の数字によるかと思えます。そういう中で、健闘しているかなと思えます。

岡田教育長

よろしいですか。はい、どうぞ。

長島委員

全国的にも極めて珍しい公的理美容養成学校ということだと思っておりますが、公的などころが果たす役割として、高校と同じ費用で授業が受けられるというところが、よくうちではここがあってよかったという話も聞くことがあります。公的などころでやはり職員の異動が余りないという中で、職員の日頃のスキルアップも大変大事だと感じています。例えば卒業生であるとか、横浜で活躍しているヘアアーティストなどのような方を講師に招くなど、そういうような取組などはされているのでしょうか。

西村高校教育課長

はい。今、長島委員がおっしゃったとおり、横浜商業高校別科の卒業生の方には世界大会でチャンピオンになっておられる方もいます。そういう方々が数人いるらしいのですが、時々学校を訪れてくれまして、直接生徒たちに技術を教えてくれるというようなことも聞いております。

それから、教員のレベルアップにつきましては、確かに全然異動のない職場ですが、子供たちは毎年理美容の甲子園という大会がございまして、そういうコンテストに出るために、逆に教員たち自らがいろいろな研修を受けながらレベルアップをしております。コンテストの成績等は非常に良い成績で来ております。

長島委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、新しくこの4月から開設いたしますので、よろしく願いいたします。

次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第47号議案「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第48号議案「貸金返還等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、教委報第3号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第47号議案、教委第48号議案、教委報第3号は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第46号議案「横浜市いじめ防止基本方針の改定」について、所管課から説明いたします。

伊東健康教育・人権教育
担当部長

健康教育・人権教育担当部長の伊東です。

それでは、教委第46号議案について、説明いたします。

横浜市いじめ防止基本方針の改定については、5月以降、改定素案、改定原案、市民意見募集の実施について、3回にわたりこの教育委員会で御審議をいただき、改定の手続を進めてまいりました。今回は改定内容を確定するための提案となります。

議案書を1枚おめくりいただき、2ページの提案理由を御覧ください。いじめ防止対策推進法第12条に基づき策定している「横浜市いじめ防止基本方針」について、改定原案に対する市民意見募集の結果を踏まえ、次のとおり改定を提案いたします。

説明は議案の次に付けております説明資料で行いますので、御覧ください。

「1 市民意見募集の実施概要」についてですが、意見募集期間は6月12日から7月28日まで、教育委員会ホームページや学校に配布した資料を御覧ください、電子メール等で意見を提出していただく方法を採用しました。

「2 実施結果」についてですが、意見提出状況は、投稿数87件、意見数182件でした。提出方法のうち最も多かったのは学校受付で、保護者が学校へ意見を提出したものや、学校で教職員の意見を取りまとめて提出したものなどが含まれております。

「(2) 意見への対応状況」についてですが、意見を反映し、原案を修正したものが32件、参考としたものが129件、その他が21件となっております。

資料をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

反映した主な内容についてです。こちらにつきましては資料に簡単にまとめておりますが、基本方針(案)が議案書の3ページ以降についておりますので、そちらを御覧いただき、御説明を差し上げたいと思います。この資料につきましては、市民意見募集でいただいた御意見を反映し、修正・追加した部分に下線を引いています。そのうちの主なものを説明いたします。

2枚おめくりいただき、基本方針の1ページを御覧ください。「1 いじめの定義」について、「いじめの定義がわかりにくい」という御意見をいただきました。御意見を踏まえ、法の定義にある「一定の人的関係」や「物理的な影響」の文言について、解説を加えました。

また、「いじめの渦中にいると苦痛を感じられない精神状態になることがあるので、そこを補う判断をする必要がある」という御意見をいただきました。この御意見を踏まえ、1ページ中段以降に、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合がある旨の文章を追加いたしました。

案の6ページを御覧ください。「3 教育委員会の取組」のところでは、

「(1) いじめの防止・早期発見に関すること」のオについて、「いじめの申立窓口等で児童生徒や保護者からいじめに関する情報を取得した際は、その情報を学校と共有していじめに対処し、その旨、児童生徒や保護者の理解を得るように努めるべき」との御意見をいただきました。これを踏まえまして、学校と共有していじめに対処できるよう、同意を得るように努め、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校と共有して対処する旨の文章を追加いたしました。

8ページを御覧ください。「4 市長部局の取組」について、「『社会全体が

いじめの起きない風土づくりに努める』ということであれば、人権施策にも言及すべきである」という御意見をいただきました。これを踏まえて文章を修正し、(4)として新たな項目を追加しております。

次に、11ページを御覧ください。「2 学校の組織づくり」について、「『学校いじめ防止対策委員会』を定期的開催とあるが、具体的に目安を入れたほうがよい」という御意見をいただきました。月1回以上と考えておりましたので、御意見を踏まえ、月1回以上開催する旨の記載を追加いたしました。

次に、15ページを御覧ください。「(5) 特に配慮が必要な児童生徒」について、「『東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒』が挙げられているが限定的であり、この災害に限定せず、もっと広く定めるべき」という御意見をいただきました。これを踏まえて、「東日本大震災等により」と文言を修正いたしました。

18ページを御覧ください。「(8) 調査結果の提供及び報告」について、「いじめを行った児童生徒の保護者にも情報を提供することが再発防止になるのではないか」という御意見をいただきました。3月に国から示された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」にも記載があり、説明をすることは想定しておりましたが、御意見を踏まえて、19ページのイでいじめを行った児童生徒及びその保護者への説明の項目を追加し、明記いたしました。

以上がいただいた御意見を反映し、修正した主な箇所となります。

それでは、元の説明資料にお戻りください。2ページの「(4) 参考とした主な意見内容」ですが、保護者の責任と啓発についての意見、いじめを未然防止するための学校、環境づくりへの意見、ネットにおけるいじめについての意見、児童生徒指導・支援に当たっての要望、教員の多忙化、負担軽減についての要望等について、多くの具体的な御意見をいただきました。これらの御意見は、今後の具体的な事業や取組を進める上での参考とさせていただきます。

「3 意見一覧及び意見に対する考え方・対応」については、別紙にお付けしておりますので、こちらを参照していただければと思います。

次の3ページを御覧ください。「4 今後のスケジュール」です。この審議で御承認いただき、改定が確定いたしましたら、記者発表を行う予定です。

また、確定後、各学校へ通知を行い、各学校では市の基本方針の改定を踏まえて、学校いじめ防止基本方針の改定を進めます。

また、「広報よこはま(11月号)」に改定について記載し、市民の皆様に周知してまいります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。これまで時間をかけて御議論いただいた内容ですが、改めまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。どうぞ。

大場委員

この間、国の改定のガイドライン等もありましたが、横浜は横浜なりに去年のいじめ問題を受けて、真剣になってここまで議論を積み重ねていただいたと思います。そういう意味で、いろいろな御意見もいただきましたし、現場の学校からも学校での材料を入手しての御意見をいただいたということも大きな成果だと思います。今回の中でもいろいろうたわれているのは、やはり学校と保護者とがパートナーという基本認識をもう一度踏まえた上で、いろいろな子供の、まさにいじめ防止についての取組を進めていかなければいけないのだろうと思いますので、ぜひここまでの経過をお互いに確認し合いながら、これから特に学校でま

た学校ごとのいじめ防止基本方針を改正するわけですから、そういう中でひとつ、いろいろな場面でこの間の積み重ねというのをお互いに共有できるようにしていただきたいと思います。

それから、保護者の皆さんにも理解をいただくという意味で、今、最後にあった「広報よこはま」などで掲載していくということもありますので、市民の皆さんにも周知をいただいて、また現場でいろいろな取組を進めていただくよう私は期待したいと思っています。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。長島委員、どうぞ。

長島委員

全て学校受付が保護者、教職員イコールではないとは思いますが、これが多いということに大変意味があると思います。やはりなかなかどこに声を上げたらいいのだろうと思ったときに、学校という身近なところに意見箱があったということは設置してよかったと思います。事務局がそういう手配をしてくれたことには感謝いたします。

それと、今、大場委員がおっしゃったように、保護者と教職員がタッグを組むということの大切さが改めて今回認識されたことに加え、地域であるとか、要するに周りの大人の気付きであったりとか、子供に対する接し方であったりとか、声のかけ方という基本的で当たり前のことを改めて私たちは認識し直すことができたと思います。多くの大人がこれだけ関わって作ったものですから、ぜひ無駄にしないように生かしていくこと、そして本当に今後これがよりよく活用されるように、事務局のほうでもしっかりと支えてほしいと思います。よろしく申し上げます。

岡田教育長

どうぞ。

宮内委員

社会矛盾が反映されやすい場が今の学校になっています。いろいろな問題が発生すると、学校現場に、あるときはいじめという問題でそれが映し出されるわけです。問題は、何もかも学校の責任だという昨今の風潮があるのは、非常に由々しき問題だろうとっております。やはり地域であり、親であり、また警察であり、行政でありという、社会全体でこの諸問題に対して取り組まなければいけないという決意が必要だろうと考えております。

今回、市民意見を聴取するというプロセスの中で、非常に前向きな、真摯な意見が出ていることは、今回の問題がいかに深刻だったかということも反映している面もありますが、社会が、市民が本件について真面目に対応してくれるということも反映している面があると私は思っております。

ということで、今回は紙に落とし込んだわけですが、ぜひともこれをいろいろな場面でテキストとして使って、議論をするという努力をしたいと思っております。

何度も申し上げておりますが、いじめ防止対策推進法の中で言われている、報告する云々と、これは大事なことなのですが、報告すればいいという問題ではありません。いじめの兆候があったときに、どうやって現場の教師が指導をするか、そのためにはしかるべく情報が入ってこなければいけない。親、社会と学校のコミュニケーションがますます重要になるということを感じた次第であります。これは意見であります。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

間野委員

今の宮内委員の発言にも関わりますが、いじめは学校問題ではなくて、社会問題なのだと思います。我々は学校を中心にこの問題、いじめの防止ということに取り組んできましたけれども、この基本方針に関しても、多くの市民に関心を持っていただいて、意見を寄せていただきました。実際に私たちが相当いろいろ頑張って考えたけれども、それでもまだ足りないところがあって、市民の皆さんの意見を反映させていただいたわけですね。そういった意味では、市民の皆さんも参加して一緒にいじめを社会問題として防止していくというような、こういう1つの活動というものをどううまく、無理のない範囲で継続していくのかということも、これから事務局と一緒に我々は考えていく必要があるのではないかと思います。以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

中村委員

似たような意見なのですが、やはり皆さんが関心を持って意見を寄せてくださって、それをこの改定案に反映できたということはとてもよかったと思います。いろいろな方の学校サイドとか、家庭サイドだけではなく、いろいろな視点からの御意見をいただけたというのはよかったと思います。

今、子供たちで非常に広い世界を持っている子もいますけれども、家庭と学校、あるいは塾とか、そういうところの往復になってしまっている子もいるので、どこがということではないですが、やはり子供の身近にいる人が、学校であれ、家庭であれ、どこであれ、早くサインを見つけるようにという意味では、本当にこの改定案を実効性のあるものにしていくということで、私たち自身もきめ細やかに子供たちを見守っていく必要があるということをすごく思っています。

それと同時に、まだいじめはありませんというような状況ではないので、その解決に当たっている、学校だったり、家庭だったりというのを、今チーム学校ということを言われていますが、やはり孤立化させないように、どのような体制を取っていったらいいのかということも併せて今後も考えていかなければいけないと思います。

身近な例で申し訳ないのですが、ある学校にいたときに、学校のすぐ近くのお店の方が、朝はお店が開いていないのですけれども、帰りは知っている子であろうと、知らない子であろうと、必ず「お帰り」とか、「どうだった?」とか、声をかけてくださって、最初は「何、この人」みたいに見ていた子供たちが「ただいま」とか、「今日、こんなことがあったよ」というような話をするようになって、「子供の様子がすごくよく分かるよ」というお話をしてくださいました。そういった意味では、本当に地域の方々も交えて、みんなで子供を見守って、またみんなで情報を共有していくということが本当にいじめの早期発見につながっていくのではないかと考えています。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

教育委員会でいろいろな方針を作りますときに市民意見募集をするのですが、今回はやはり一番多くの御意見を頂戴いたしました。それだけしっかりやりなさいという市民の方からの御意見なのだろうと受け止めております。

それから、3月にまとめました再発防止策がきちんと進むようにという思いも

込めて、方針の改定をしまいましたが、その中にスクールソーシャルワーカーなどの専門家の積極的な活用ですとか、学校がチームで対応するというようなことを書かせていただいたのですけれども、それに対しても、学校がそれをできるようにもう少し書いたほうが良いというような御意見もあって、とても感動いたしましたして、少し書き加えさせていただきました。

やはり私たちがやっていこうとすることをしっかり見てくださるなということで、すごく期待と、それからしっかり応えなければいけないなという思いでこの意見をいただきました。

今回の改正が調いましたら、学校としっかり共有して、もちろん学校だけではできないこともたくさんありますけれども、市民の皆様のご協力を得て、しっかりいじめ防止を実施していきたいと思っておりますので、また御意見がありましたらよろしくお願いたします。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ほかにも御意見等がなければ、教委第46号議案につきましては、原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

事務局より報告申し上げます。

9月15日の臨時会におきまして、次回の教育委員会臨時会は、10月20日金曜日の予定と御連絡させていただきましたが、国政選挙の執行に伴いまして、市会定例会の日程が追加変更されたため、予定を変更させていただきます。次回の教育委員会臨時会は、10月26日木曜日の午前10時から開催する予定でございます。

また、次回の教育委員会定例会は、11月10日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上です。

岡田教育長

それでは、急に臨時会が変更になりまして、皆さんに御迷惑をおかけしておりますが、次回の教育委員会臨時会につきましては、急遽変更させていただいた関係で、委員の方全員の参加は困難というような状況にもなっております。誠に申し訳ありませんが、26日木曜日の午前10時から開会を予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次の教育委員会定例会は、11月10日金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方・報道機関の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第47号議案「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第48号議案「貸金返還等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委報第3号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後3時32分]